

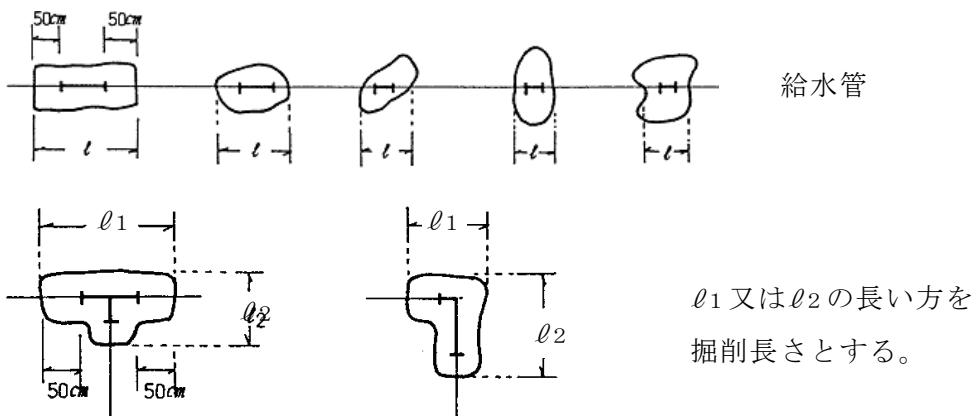
給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定  
の細目別表第 12 「給水装置修繕料算出表」の解説について

(制定 昭和 44 年 4 月 19 日課長決)

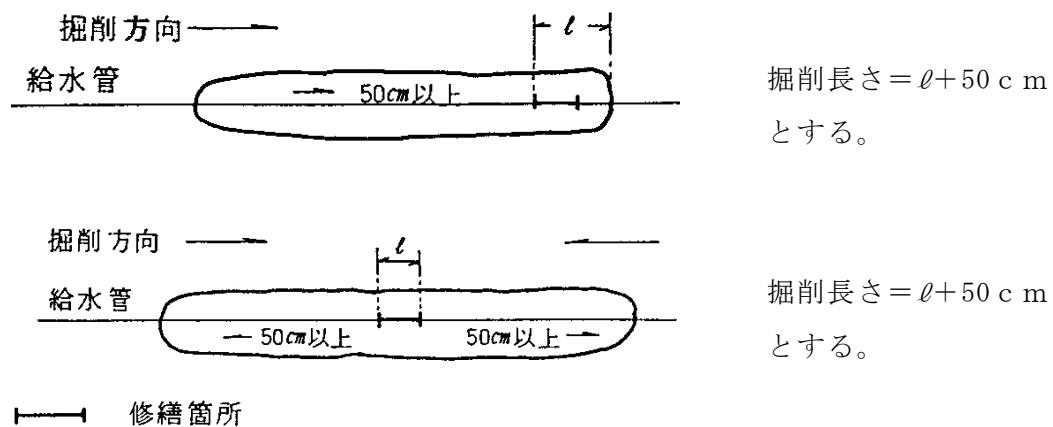
(最近改正 平成 31 年 3 月 27 日)

修繕工事の掘削延長について

- (1) 掘削延長は、給水管の管軸方向の掘削長さとする。(修繕箇所の余掘りが 50 cm 以内のもの)



- (2) 伝い掘り等、調査掘のある場合の掘削長さ (修繕箇所の余掘りが 50 cm を超えるもの)



附則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。